

## 誘導灯の消灯対象

## 1 防火対象物が無人である場合

(1) ここでいう「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。

この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。

(2) したがって、無人でない状態では、消灯対象とはならないこと。

## 2 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

(1) ここでいう「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。

(2) また、消灯対象となるのは、外光により避難口等を識別できる間に限られること。

## 3 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。 したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

## 4 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合

(1) ここでいう「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど 内部の状態に疎い者は含まれないこと。

(2) また、当該規定においては、令別表第1（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口及び（10）項から（15）項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

誘導灯の点灯・消灯方法

1 消灯方法

- (1) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。
- (2) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- (3) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること。②火災の際には誘導灯が点灯すること。③避難経路について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

2 点灯方法

- (1) 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
- (2) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が別紙5の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、次表のとおりであること。

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
当該防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 等	

\*1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

\*2 なお、自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

3 配線等

- (1) 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- (2) 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。
- (3) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。  
ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とやすることができる場所又はその付近に設けることができること。
- (4) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

点滅機能又は音声誘導機能の起動・停止方法

1 起動方法

- (1) 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。
- (2) 規則第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。
- (3) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と整合を図ること。

2 停止方法

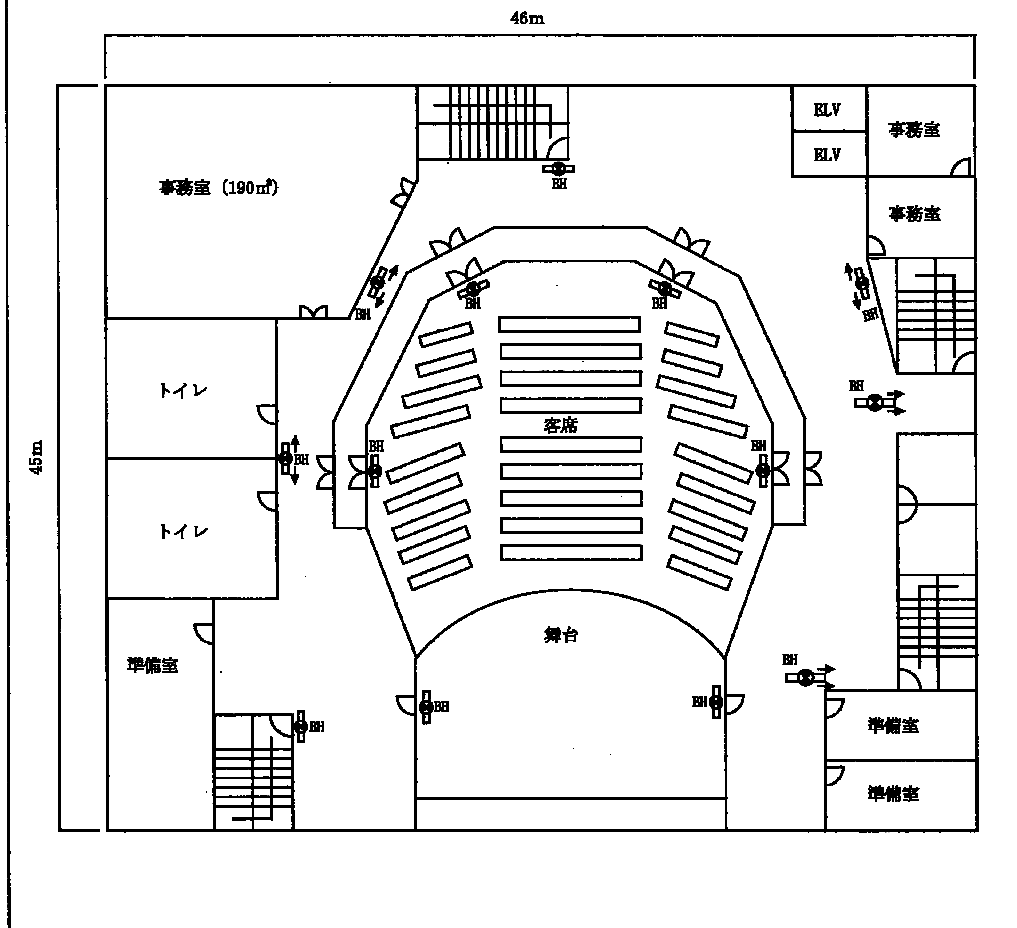
- (1) 熱・煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止することとされていること。この場合において、当該要件に該当するケースとしては、①直通階段に設けられている煙感知器の作動により、②当該直通階段（又はその附室）に設けられた避難口誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること等が、主に想定されるものであること。  
また、熱・煙が滞留するおそれがないことにより、自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場所（屋外等）については、当該規定のために感知器を設置する必要はないこと。
- (2) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（昭和60年9月30日付け消防予第110号）に準じて、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	劇場 (1) 項イ
規模 (床面積)	2070㎡
階	避難階以外

記号	概要
	B線形避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢、片矢印付)
	両面形 (両矢、片矢印付)



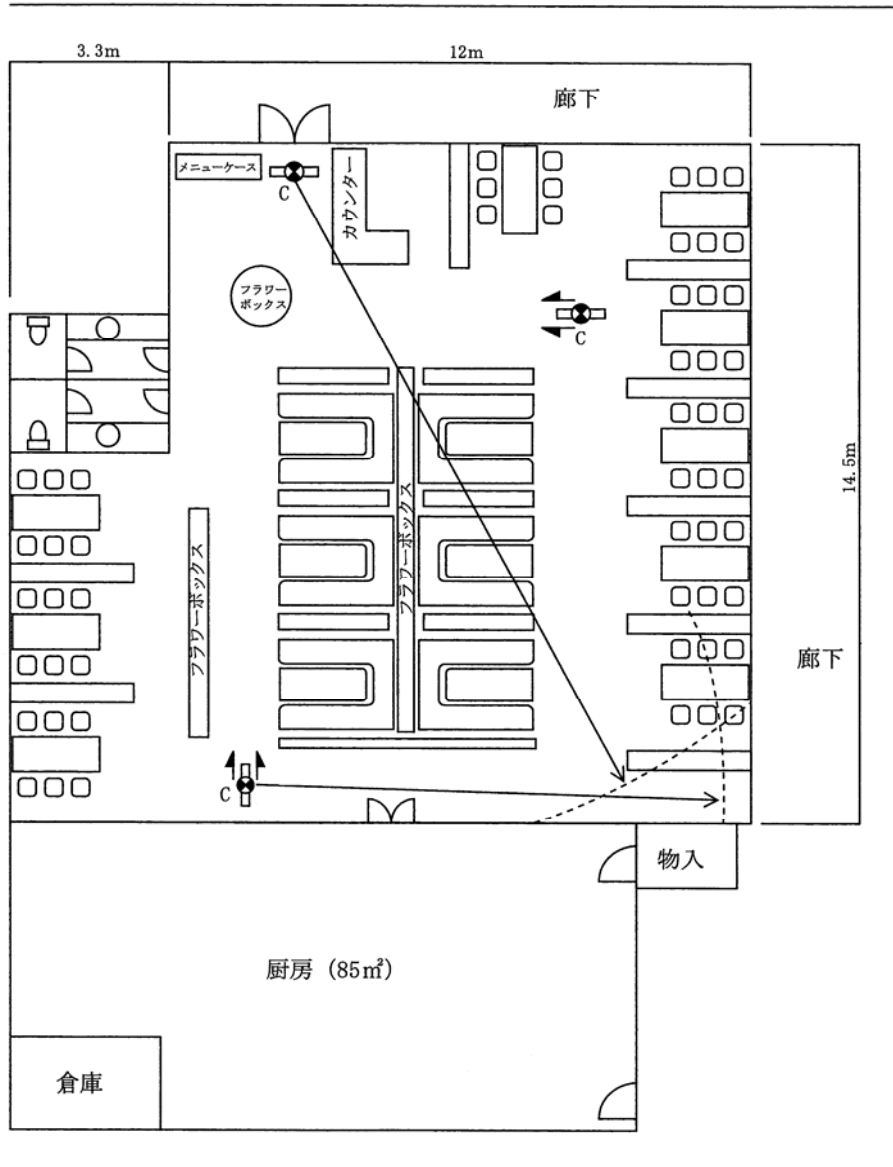
新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	飲食店 (3) 項口
規模 (床面積)	220㎡
階	避難階以外

記号	摘要
	C級避難口・通路誘導灯
	両面形 (両矢、片矢印付)

- ※1. 飲食店舗内の設置例とする。
- 2. フラワーボックス等の物品は、誘導灯の有効範囲を減しないものとする。





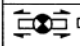


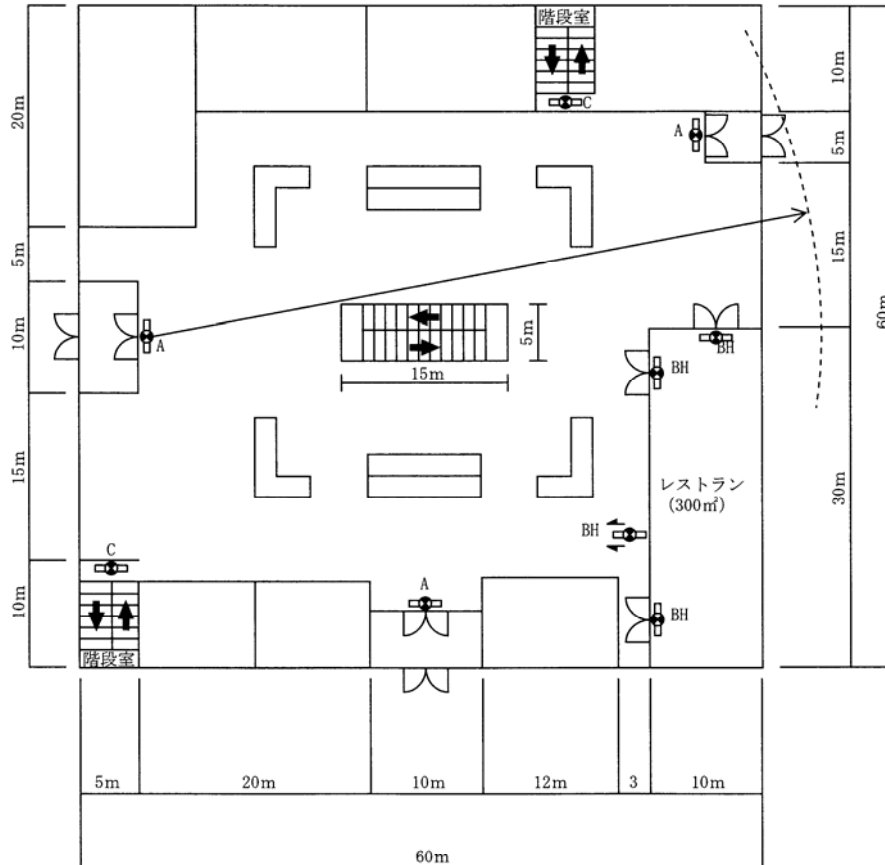
新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	店舗（4）項
規模（床面積）	3600㎡
階	避難階

※ 店舗内の物品は、誘導灯の有効範囲を減しないものとする。

記号	摘要
 C	C級避難口・通路誘導灯
 BH	B級BH避難口・通路誘導灯
 A	A級避難口・通路誘導灯
	片面形（両矢、片矢印付）
	両面形（両矢、片矢印付）

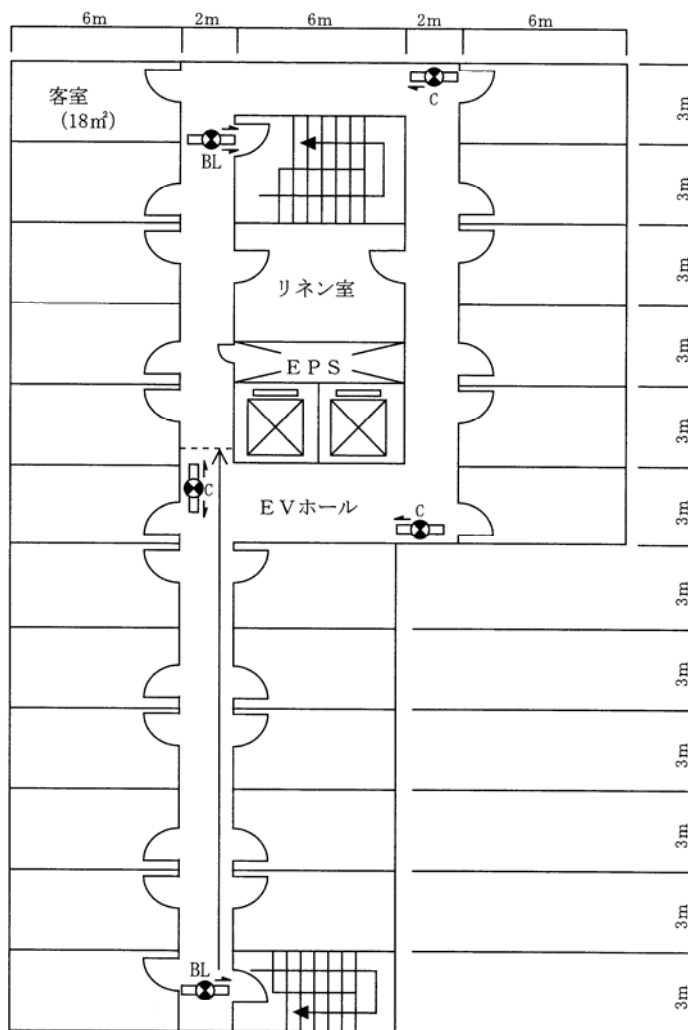


新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	ホテル（5）項イ
規模（床面積）	648㎡
階	避難階以外

記号	摘要
	C級避難口・通路誘導灯
	B級BL避難口・通路誘導灯
	片面形（両矢、片矢印付）
	両面形（両矢、片矢印付）

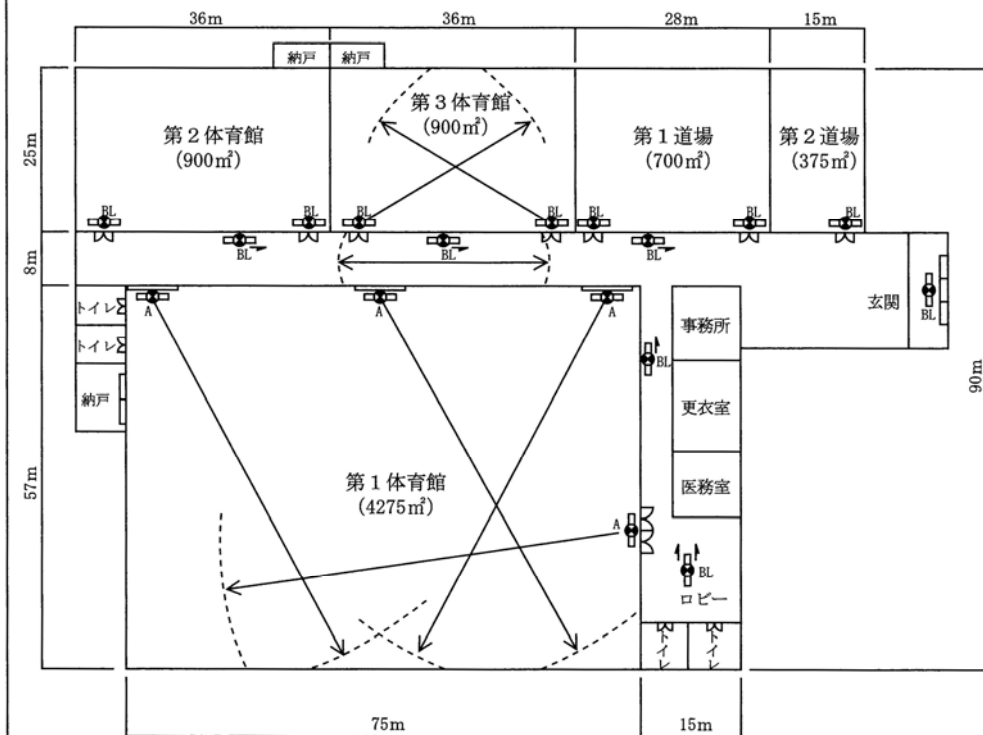


新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	体育館（7）項
規模（床面積）	8400㎡
階	避難階

記号	摘要
 BL	B級BL避難口・通路誘導灯
 A	A級避難口・通路誘導灯
	片面形（両矢、片矢印付）
	両面形（両矢、片矢印付）



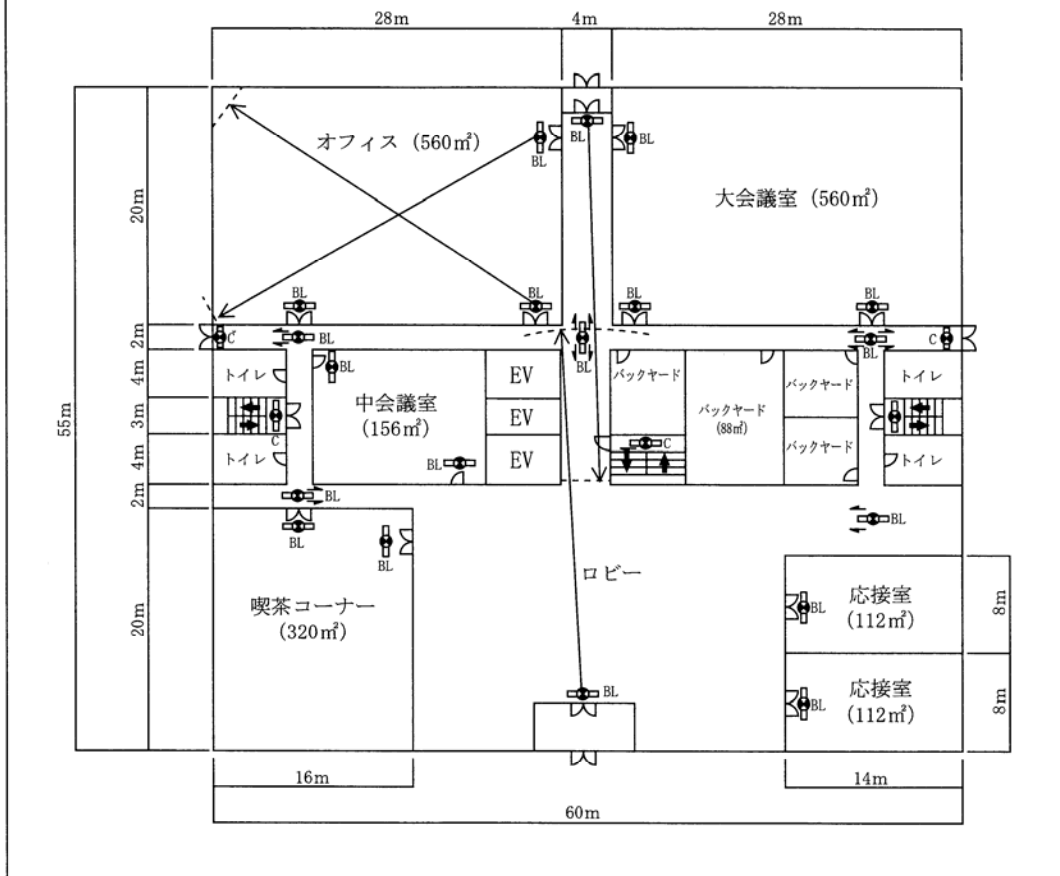


新法令による設置例

設置例の内容

建物の用途	事務所ビル (15) 項
規模 (床面積)	3300㎡
階	避難階

記号	摘要
	C級避難口・通路誘導灯
	B級BL避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢、片矢印付)
	両面形 (両矢、片矢印付)



## 【参考】

「新技術基準誘導灯、誘導標識に係る疑義の回答について」（平成11年10月28日付け  
長崎県消防防災課 事務連絡）

（遡及関係）

問1 新基準誘導灯、誘導標識の既存防火対象物への適用について

新基準誘導灯、誘導標識（以下「誘導灯等」という。）の新技術基準が平成11年3月17日交付され、平成11年10月1日から施行されました。

消防法第17条の2第1項において、誘導灯は新しい技術上の基準に適合させなければならないが、改正自治省令附則第3項によれば、既存防火対象物における誘導灯に係る技術上の基準は従前の例によるとされています。

平成11年9月21日消防予第246号通知「誘導灯及び誘導標識に係る技術基準の改正に伴う消防法令の運用について」中、1（3）経過措置が適用外になったとき＝当該防火対象物又はその部分において増築・改築等が行われたとき、既設の誘導灯及び誘導標識に変更が加えられたとき等とされているが、この根拠は何でしょうか。また、1（4）（5）によれば、旧基準のままでも良いようにされているが、そのとおりでしょうか。

遡及设备として、改正非常警報設備（非常放送）についても指導に苦慮しておりご教示願います。

答

1 前段、「・・・経過措置が適用外になったとき・・・」

根拠は附則にあり、既存の状態が崩れた場合、つまり、増築等が行われた場合については、経過措置が崩れ、消防法第17条の2第1項により、新基準に適合する義務が生じます。

今回の改正では、規制緩和ですので新基準に適合することについては負担なく問題はないと考えます。また、旧基準でも柔軟に対応できる旨、運用してあります。よって、非常警報設備の運用の場合と主旨を異にします。

2 後段、1（4）について

階単位において、さしつかえありません。

3 後段、1（5）について

令第32条適用などにより、対応することとしてさしつかえありません。

(誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて)

問2 第2中、1(2)関係

使用頻度が少ない屋内階段室で、日常的に照明器具を消灯してあり、昼間でも真暗な状況であっても「非常用の照明装置」が設置してあれば、通路誘導灯は設置を要しないと解してよいでしょうか。

答 お見込みのとおりです。(防火管理上、常時真暗にしておくことが問題ではないかと考えます。)

問3 第2中、2(1)関係

避難口誘導灯の設置場所は、別紙1において歩行距離以上の場所で容易に見とおし、かつ、識別できる位置と解してよいでしょうか。また、容易に見とおし、かつ、識別できる位置の判断として、床面からの高さはどれくらいが適当でしょうか。

客席誘導灯の避難上必要な床面照度についても、ご教示願います。

答

1 床面からの高さについて

防火対象物の態様により、判断してください。建物により種々のケースがあるので、今回、高さ規定を廃止しました。

2 客席誘導灯の床面照度について

従前のとおりです。今回の改正事項ではありません。

問4 第2中、2(2)関係

1 ア(イ)において通路誘導灯は、B級0.2m、C級0.1mで計算した場合、Dの値は1.0m、5mとなり(ア)B級・C級の値と異なるが、整合性はよいでしょうか。

2 イ中、別紙2について、0.4m以上のほりまたは防煙壁があり、誘導灯が容易に見とおし、かつ、識別ができる場合は、どう取り扱うのでしょうか。

答

1 問題ありません。

2 容易に見とおし、かつ、識別ができれば問題ありません。

問5 第2中、2(3)関係

ア(ア) d中、防火戸で感知器作動連動で閉鎖するものは、自動火災報知設備の感知器で建基法上の感知器も含まれるのでしょうか。

答 お見込みのとおりです。

問6 第2中、2(7)関係

ウ(イ)中で具体的な階数、延べ面積の規模はどれくらいが適当でしょうか。

答 階数、延べ面積において設置指導するものではなく、視認性の観点で指導してください。

問7 第2中、2(9)関係

イ(イ)避難時間の計算方法をご教示願います。

答 避難計算は、建築基準法に基づく防火、避難措置の有効な活用を図るため、建築行政における「建築防災計画評価」の中で、示されていますが、ガイドライン挿入の主旨はその数値(既に計算された数値)を判断材料とすることにあります。

※ 仕様書規定、一律規定等は極力廃止しています。高さ、階数、延べ面積を運用面でも規定することは、指導面では安易ですが、今回の改正に逆行しております。改正主旨をご理解下さい。

(参考)

◎「長崎県福祉のまちづくり条例」(平成9年3月21日長崎県条例第9号)(妙)

(特定生活関連施設の整備基準)

第12条 知事は、特定生活関連施設における出入口、通路、廊下、階段、エレベーター、便所その他規則で定める部分の構造及び設備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための基準(以下「整備基準」という。)を規則で定める。

◎「長崎県福祉のまちづくり条例施行規則」(平成9年8月12日長崎県条例第36号)(妙)

(整備基準等)

第4条 条例第12条の規則で定める部分及び整備基準は、別表第5のとおりとする。

◎「長崎県福祉のまちづくり条例施行規則」別表第5(妙)

14 諸設備 (3) 医療施設、集会施設、宿泊施設及び社会福祉施設で、それぞれの用途面積が2000平方メートル以上のものに自動火災報知設備を設ける場合においては、聴覚障害者に配慮した点滅式誘導灯を設けること。

※ 上記条例に基づき、誘導灯を点滅式とする場合は、消防法令に規定する技術基準により設置する旨、関係者等に指導すること。

なお、この場合に誘導灯を点滅式とすることについて、消防法上の義務はないことに留意すること。